

2024 年度事業計画

I. 基本方針

1. 児童虐待が重大な子どもの権利侵害であることに鑑み、活動に際しては子ども自身を権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先させること。
2. 児童虐待防止を社会意識として形成していくためには、青少年期からの予防的視点を育む教育的取り組みが求められており、その拡充に努めること。
3. 電話相談、母親のグループケア等、子育てに悩む親と子どもへの直接的な支援を充実させること。
4. 行政機関や他のNPO等、民間団体とのパートナーシップの構築を促進させること。
5. 多領域の専門職の人々と共に学び合う場を提供するとともに、児童虐待防止のために活動する人材の育成に努めること。
6. 一人でも多くの人たちに児童虐待についての理解と防止のための啓発に努めること等をめざす。

I. 2024 年度事業に関する事項

1. 子どもの虐待防止に関連する「電話相談事業」

1) 電話相談「子どもの虐待ホットライン」事業（月～金 11:00～16:00）

「子どもの虐待ホットライン」も、相談開始 30 年余りが経過しました。設立当初の姿勢を大切にしつつも、現代の子育て状況への理解を深め、児童虐待防止につながるような相談をめざしていきます。

そのために、安定した相談を維持できるよう相談員の確保に取り組んでいくとともに、社会ニーズに沿った子育て層の方々の利用を目指し、今後の電話相談のあり方について検討を始めしていきます。

2) 児童虐待防止推進月間・集中電話相談実施（11 月）

11 月 1 日～5 日の 5 日間、相談時間を延長するとともに、この期間中は通常相談を実施していない祝日・土曜・日曜にも電話相談を行います。さらにこの月間をホットラインの集中的な広報の機会と捉え、関係機関等への周知に取り組めます。

3) 関西児童虐待防止電話相談機関連絡会の開催

公的機関、民間機関で虐待防止の電話相談を実施している機関とともに、さまざまな講師の講演や意見交換などを行ってきた連絡会ですが、コロナ禍のもと、ここ数年は実施できていませんでした。2024 年度は、事業を再開させるべく準備を進めてまいります。

4) ケースカンファレンス等継続研修の実施

相談者の多様なニーズへの適切な対応をめざすとともに、社会のさまざまな影響が子育て状況に及ぶと考えられる中、S Vからの指導助言のもとでのケースカンファレンスや研修等のトレーニングを継続していくことで、相談技術の向上、新しい情報・知識の獲得を目指し、更なるスキルアップをはかります。

2 子どもの虐待防止に関連する「地域支援事業」

1) 市町村関係機関・団体等への講師・スーパーバイザー派遣

市区町村を中心とする各地域関係機関やNPO等からの依頼に対して、研修・講演会等のニーズに沿った講師派遣を行います。また、ニーズが増えています市区町村へのスーパーバイザー派遣についても出来るだけ可能な範囲で検討します。

2) 行政からの受託事業

(1) 大阪市要保護児童対策地域協議会機能強化事業

2011年より、毎年大阪市から機能強化事業を受託して来ましたが、児童虐待件数の増加に伴い、スーパーバイザーの派遣回数、派遣時間は増加傾向にあります。協会としては、今年度も引き続きスーパーバイザー派遣を通して大阪市の要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組んで参ります。

(2) 受託研修事業

① 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、担当者の専門性強化の観点から2017年より法定化され、現在に至っていますが、協会は、2024年度も下記の通り、大阪市・堺市から同研修を受託の予定です。

1. 大阪市の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、2017年度より受託し、2019年度より機能強化事業の一環として受託しています。2024年度も年2回（第1クール・第2クール）の研修に、協会の理事、企画研修専門員を派遣し、24区の調整機関の調整担当職員の専門性の向上に取り組みます。

2. 堺市要保護児童対策調整機関担当者研修として2024年度も受託することになりました。

② 大阪府保健師虐待予防研修

2024年度も、例年同様、大阪府から同研修を受託の予定です。

③ 八尾市養育支援訪問事業訪問員養成講座

2024年度も、例年同様 八尾市から同研修を受託の予定です。

④ 泉佐野市産前産後ヘルパー派遣事業訪問員養成研修

2023年度に実施し、2024年度も受託予定。

3) 第27回関係機関懇話会の開催

21年度に3年ぶりの関係機関懇話会を持ち、好評を頂き継続開催を望まれる声に答え、アンケート実施の中で「こども家庭センター」や「サポートプランについて」また「引き続き要対協の運営について」の協議・開催を望まれる意見も多々あり、テーマを精査しながら実施したいと考えています。

4) 対外活動および民間団体等との連携

引き続き、厚生労働省の「健やか親子21推進協議会」へ参加し、大阪府内の民間団体とのネットワークやこれまでの全国の民間団体とのネットワークをさらに密なものとして行きます。

3. 子どもの虐待防止に関連する「研修・研究事業」

1) 事業予定

- (1) Child Abuse 研修会開催（年3回 秋期 2回シリーズ、3月交渉中）

テーマは「特定妊婦への支援を考える」を取り上げます。

- (2) 基礎講座：7講座 開催方法は、集合型とオンデマンド配信を予定しています。

時期は、7月13日、27日 8月3日を予定しています。

- (3) 実践講座：1講座 「トラウマインフォームドケア」を取り上げます。開催方法は集合型で、講義とグループワークを予定しています。開催時期は、11月10日（日）の予定です。

- (4) 特別セミナー（交渉中）

2) 懇談会の開催

当協会の理事及び専門分野の関係者に講師を依頼し、懇談会の開催を継続します。

3) 子ども虐待に関する基礎的学習動画の作成

子ども虐待基礎的学習動画作成に向けた助成金の申請、動画作成を目指します。

4. グループケアへの援助に関連する領域の事業

1) 虐待防止を目的とするグループケアへの参与

大阪府下4市5機関(4保健センター、1こども総合支援センター)の要請に応じてスタッフを派遣、「大阪方式マザーグループ」等の実践を通してその普及を目指します。

その他、グループ立ち上げについての相談やグループケア活動に関連する研修の講師、スーパーバイザーの要請についても対応します。

2) 虐待防止を目的とするグループのスタッフ養成支援

大阪方式マザーグループなど、虐待防止を目的とするグループケアを実施するためのスタッフ養成を支援する取り組みを行い、更なる質的向上を目指します。

5. 子どもの虐待防止に関連する「子ども支援事業」

- 1) 2023年度は高校への出前授業「ティーンズ APCA」依頼が0件であり、高校生・中学生を中心とした個別の学習目的の問い合わせも前年度より減少した。2024年度は「ティーンズ APCA」依頼の予約が入っているが、これまでの受け身の姿勢から、広報の工夫を行い、動画作製、配信について検討、試行します。
- 2) 「ティーンズ APCA」及び、高校生・中学生個別の学習目的の問い合わせに対する適切な体制を整備し、その内容の充実を図ります。
- 3) 「学生によるオレンジリボン運動」への協力（大学祭などでの）等、各学校からの要請に対応し、若い世代の虐待防止への理解・協働を促します。
- 4) 活動の充実のため、学習会や研修の開催等、スタッフの研鑽に努めます。
- 5) スタッフ不足のため、スタッフ確保策や他団体とのコラボレーションを視野に入れた今後の事業見直しと中長期的な事業を模索・計画するためのヒアリング調査や研修等を行います。

6. 子どもの虐待防止に関連する「広報・啓発推進事業」

1) 新機関誌「APCAレポート」の発行

協会会員及び児童虐待問題に関心及び関与している機関や人々に向けて、年3回（各10ページ・2色刷り）を発刊してきた「APCA通信」が2022年度に終了することに伴い、ホームページ上に会員・寄付者の専用ページを設け、デジタル版 APCA の配信（2022年度に試行実施）の本格化や、紙媒体の広報物として新機関誌の発行に取り組みます。

これらを通して、会員や寄付者など協会活動を支えて下さる方々に特化した情報提供を通し、さらに虐待防止活動への理解を深めていただき、継続的支援につなげていきたいと考えています。

2) ホームページと Facebook の活用

ホームページと、新しく開設した Facebook を活用し、その速報性を活かして研修の案内や活動の報告などを迅速に行うとともに、協会の理念や事業の目標などをわかりやすく伝え、理解者・支援者の拡大をめざします。また、インスタグラムによる広報の拡充を検討・実施を目指します。

3) オレンジリボン啓発

他団体主催のイベントや共催イベントなど、機会があれば積極的に参加し、啓発に努めるとともに、ホームページやFacebookでの広報・啓発に努めます。特にFacebookでは、昨年大学生の協力により作成したイラストを活用するなどして、11月の児童虐待防止月間を中心に頻回の配信に努めます。

またオレンジリボンバッジの広報についても民生委員協議会や大学の学園祭での販売促進活動に努めます。

4) オレンジウォークキャンペーンの参加

2023年度11月の児童虐待防止月間に参加した「オレンジウォークキャンペーン」に2024年度も参加し、児童虐待防止の啓発、児童虐待防止協会への支援を呼びかけます。

5) 事務局との連携

事務局との連携を進め、1)～4)の他、協会パンフレットや様々なリーフレット類も含め、様々な情報発信を行い、支援者及び理解者の拡大、活動資金増を目指します。